



# 長野県報

3月22日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2354号

## 目 次

### 条 例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（消防課）	9
長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（生活文化課）	9
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県民協働・NPO課）	9
職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	10
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	11
日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例を廃止する条例（人事課）	11
資金積立基金条例の一部を改正する条例（財政課）	11
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	11
創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	13
長野県公告式条例の一部を改正する条例（情報公開・私学課）	13
長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（情報公開・私学課）	14
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課地方分権推進室）	14
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）	16
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（健康長寿課介護支援室）	16
長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（障害者支援課）	18
児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（障害者支援課）	18
長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（障害者支援課）	19
長野県女性相談センター条例及び県立ときわぎ寮条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）	19
認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）	19
長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例を廃止する条例（こども・家庭課）	20
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（生活排水課）	20
長野県自然環境保全条例の一部を改正する条例（自然保護課）	21
信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（産業政策課）	21
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）	21
信州登山案内人条例（観光企画課）	21
長野県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	23
長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例（信州の木振興課）	23
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（信州の木振興課）	23
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	24
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（都市計画課）	27
県営土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（都市計画課）	27
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	27
屋外広告物条例の一部を改正する条例（建築指導課）	28
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（企業局）	28
県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局）	28
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	28
長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（高校教育課）	28
長野県総合教育センター設置条例の一部を改正する条例（教学指導課）	29
県立長野図書館条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	29
長野県立歴史館条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	30
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	30
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（東北信運転免許課）	30
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	33

## 規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	34
長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則（こども・家庭課）	34
長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	34
長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	34
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（信州の木振興課）	34
県営土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則（都市計画課）	35
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	35
長野県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（教育総務課）	36
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	36
長野県総合教育センター規則の一部を改正する規則（教学指導課）	36
長野県立歴史館管理規則の一部を改正する規則（文化財・生涯学習課）	39
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	39

## 告示

平成24年3月13日成立した平成23年度補正予算の要領（財政課）	40
平成24年3月13日成立した平成24年度予算の要領（財政課）	43
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事務所の所在地変更の届出（障害者支援課）	48
中小企業融資規程の一部改正（経営支援課）	48
林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正（信州の木振興課）	49
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	49
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	50
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	50
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	51
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	51
建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の変更の届出（建築指導課）	52
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	52
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	53
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定及び指定解除（文化財・生涯学習課）	54
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るために指示の解除（内水面漁場管理委員会事務局）	54
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るために指示（内水面漁場管理委員会事務局）	55

## 公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	55
企画提案公募（プロポーザル）（農業政策課農産物マーケティング室）	55
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	56
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	57
一般競争入札（農地整備課）	59
土地改良事業の工事の完了の届出（4件）（農地整備課）	60
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	61
平成24年度長野県警察官採用試験（A）（平成24年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成25年4月採用第1回）の実施（人事委員会事務局）	61
一般競争入札（企業局）	64

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 消防団の活動に協力していると認定された法人等に対する事業税の軽減措置の適用期限を3年間延長することとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

### ◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 博物館法の一部改正に伴い、美術館協議会の委員の任命基準を定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

### ◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正により、運営組織及び事業活動が適正で公益の増進に資すると認められる特定非営利活動法人の認定の制度が設けられたことに伴い、認定に係る手続を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

### ◇ 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 次の条例において引用している法令の条項等について、規定を整理することとしました。
    - (1) 職員の服務の宣誓に関する条例
    - (2) 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例
    - (3) 外部監査契約に基づく監査に関する条例
    - (4) 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

### ◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員の長野県立病院機構への身分移管を円滑に進めるため、職員が退職し、引き続いて長野県立病院機構の職員となった場合において、勤続期間の通算を前提に、退職手当を支給しないこととする特例を定めることとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

### ◇ 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例を廃止する条例（条例第6号）

- 1 日本国との平和条約の発効による大赦として職員の懲戒免除等を行うことを定めた条例について、その目的が果たされたことから、廃止することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

### ◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 長野県公共投資臨時基金の設置期間が平成23年度末で満了するため、同基金を廃止することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行うこととしました。
  - (1) 平成23年度税制改正関係  
県たばこ税を引き下げるとともに、退職所得に係る個人県民税の特例措置を廃止することとしました。
  - (2) 防災施策の財源確保のための特例措置  
防災のための施策に必要な財源を確保するために、平成26年度から35年度までの間、個人県民税の均等割の税率を引き上げることと

しました。

(3) 東日本大震災の被災者に係る住宅ローン税額控除の特例

東日本大震災の被災者が住宅を再取得し、所得税において、被災住宅との重複適用など住宅ローン税額控除の特例の適用を受けたときは、個人県民税においても住宅ローン税額控除の対象とすることとしました。

- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成25年1月1日、平成25年4月1日）から施行します。

---

◇ 創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 県内で創業等を行う中小法人等を応援するため、これら中小法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を1年間延長することとしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県公告式条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 天災等により条例等の公布を県報に登載して行うことができない場合の特例に係る規定を見直すほか、所要の改正を行うこととしました。

- 2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 用途により登録免許税が非課税となる不動産に関する証明など16の証明事務について、受益者負担の適正化の観点から、手数料の額を新たに定めることとしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）により知事の権限が市町村長等に法定移譲されることに伴い、関係事務に係る規定を整理するとともに、市町村からの要望により母子保健法の規定に基づく事務について権限を移譲する市町を追加するほか、所要の改正を行うこととしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 長野県後期高齢者医療財政安定化基金を積み増しし、後期高齢者医療制度保険料の上昇を抑制するため、基金への拠出率を1万分の5から1万分の9に引き上げることとしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の交付等に係る手数料の額を定めるとともに、介護保険法の一部改正に合わせ、介護サービスに係る調査及びその調査結果の公表に係る手数料を廃止することとしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（条例第15号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に不服がある障害児の保護者から審査請求があった事件の審査を行わせるため、障害児通所給付費等不服審査会を設置することとし、委員の定数など必要な事項を定めることとしました。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、次の条例において引用している法令の条項等について、規定を整理することとしました。

- (1) 児童福祉施設条例
  - (2) 貸付金免除条例
  - (3) 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
  - (4) 長野県西駒郷条例
  - (5) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 障害者基本法の一部改正により地方障害者施策推進協議会について名称の規制が外されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行します。
- 

◇ 長野県女性相談センター条例及び県立ときわぎ寮条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 長野県女性相談センター及び県立ときわぎ寮において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する業務に係る利用が多い実態を考慮し、これらの利用を施設の設置目的として位置付けるほか、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、教育及び保育の一体的な実施など認定こども園の認定の要件を定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例を廃止する条例（条例第20号）

- 1 父親がいない家庭の児童の就職の際の身元保証を行うことを定めた条例について、近年の適用事例がなく、社会情勢の変化等によりその目的が果たされたと認められることから、廃止することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 凈化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 凈化槽法の一部改正に合わせ、浄化槽保守点検業者について、未成年者の法定代理人である法人の役員が不適格者である場合の登録の拒否について定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県自然環境保全条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 既に運用されていない自然保護指導員に関する規定を整理するほか、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 製造業等のものづくり産業を営む法人等が行う投資を応援することにより、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等が取得する不動産に係る不動産取得税の課税免除等の適用期限を3年間延長するとともに、課税免除に係る要件の見直しを行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 機器の導入による新たな試験検査の実施に伴い、試験手数料の上限額を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
-

◇ 信州登山案内人条例（条例第25号）

1 山岳が本県の代表的な観光資源であること等を踏まえ、登山等の案内を業とする者（信州登山案内人）を対象とした登録制度を創設し、信州登山案内人が、登山等を行う者に対し、本県の山岳の地理的、自然的特性並びに本県の山岳及び登山等に関する歴史的又は文化的な事柄について案内を行い、また、安全に登山等を楽しむ機会を提供するなど質の高いサービスを提供することにより、登山等を行う者の本県への来訪等を促し、本県の観光振興に寄与するため、条例を制定することとしました。

(1) 信州登山案内人の定義

「信州登山案内人」を、知事が登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて、県内において登山等を行う者に付き添ってその案内を行うことを業とする者と定義しました。

(2) 資格

ア 資格を有する者

知事が行う信州登山案内人試験に合格した者は、信州登山案内人となる資格を有することとしました。

イ 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となることができないこととしました。

(7) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行終了等から2年を経過しない者

(ウ) 禁止行為に係る違反等により登録を抹消され2年を経過しない者

(3) 試験

信州登山案内人に必要な登山等に関する知識及び技能並びに山岳に関する知識（地理的・自然的特性、歴史・文化等）に関する試験を、毎年1回以上知事が行うこととしました。

(4) 登録

有資格者（試験合格者）が信州登山案内人となるためには、信州登山案内人登録簿に氏名その他の事項の知事の登録を受けなければならぬこととし、登録の有効期間は3年間としました。

ア 更新時の研修

更新の登録を受けようとする者は、有効期間が満了するまでの間に、知事が指定する研修を受けなければならぬこととしました。

イ 登録の申請・登録の実施

登録又は更新の登録を受けようとする者は、知事に登録申請書を提出しなければならないこととし、知事は、登録の拒否をする場合を除き、遅滞なく登録を行うこととしました。

ウ 登録の拒否

資格を有しない（欠格事由に該当する）又は心身の障害により業務を適正に実施し得ないと認めるときは、知事は、登録を拒否しなければならないこととしました。

エ 登録証

知事は、登録をしたときは、申請者に登録年月日、信州登山案内人の氏名等を記載した登録証を交付することとし、信州登山案内人は、登山等の案内に際し、この登録証を提示しなければならないこととしました。

オ 登録の抹消等

信州登山案内人が次のいずれかに該当するときは、登録を抹消することとしました。

(7) 業務を廃止した場合又は死亡した場合

(イ) 欠格事由に該当する場合

(ウ) 心身の障害により業務を適正に行い得ない場合

(エ) 虚偽・不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(5) 県の責務等

ア 制度の周知等

県は、信州登山案内人制度の周知を図るとともに、信州登山案内人の活用の機会の確保に努めることとしました。

イ 研修等の実施

県は、信州登山案内人の業務に関する知識・技能の水準の維持向上を図るために、研修の実施その他必要な措置を講じることとしました。

(6) 信州登山案内人の責務等

ア 自己研さん

信州登山案内人は、業務に関する知識・技能の水準の維持向上に努めることとしました。

イ 案内に際しての努力義務

信州登山案内人は、登山等の案内を行う際、登山等を行う者の求めに応じ、本県の山岳の特性等又は山岳及び登山等に関する歴史的、文化的な事象の説明を行い、本県における登山等の魅力の増進につながる良質なサービスの提供に努めることとしました。

ウ 信用失墜行為等の禁止

信州登山案内人は、次の行為をしてはならないこととしました。

(7) 登録証を他人に貸与すること。

(イ) 案内を強要すること。

(ウ) 案内に関し、所定の料金以外の金品を請求すること。

(エ) 環境関係法令に違反すること。

(オ) その他、信州登山案内人の信用又は品位を傷つける行為をすること。

(7) 手数料

ア 信州登山案内人試験を受けようとする者は、受験手数料4,700円を納付しなければならないこととしました。

イ 信州登山案内人の登録又は更新の登録を受けようとする者は、登録手数料1,500円を納付しなければならないこととしました。

(8) 名称の使用制限

信州登山案内人でない者は、信州登山案内人の名称又は類似の名称を使用してはならないこととしました。

※ 違反した場合は、罰金を科すこととしました。

(9) 経過措置

この条例の施行に合わせて廃止される長野県観光案内業条例に基づく許可を受けている者は、この条例の規定に基づいて登録を受けた者とみなすこととしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 土地改良区等が被災した場合における県営土地改良事業の分担金の減免規定を設けるほか、所要の改正を行うこととしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 国庫補助事業の見直しの状況等を考慮し、県営林道事業の分担金に係る規定を整理することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 長野県林業総合センターにおいて実施する木材理化学試験及び林木の種子発芽試験について、受益者負担の適正化の観点から、手数料の額を改定することとしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 長野県松本平広域公園の球技場に新設する多目的室及び観覧室の利用料金の額を定めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、飯田創造館及び佐久創造館の学習室の利用料金の額を改定することとしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例において引用している法令の改廃に伴い、風致地区内における規制の対象とならない行為等に係る規定を整理することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 県営土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（条例第31号）

1 県営土地区画整理事業が既に完了等しているため、廃止することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 公営住宅法の一部改正により公営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が除外されたことを踏まえ、県営住宅の入居者の資格について、同居親族があることを原則とするとともに、特に居住の安定を図る必要がある場合の特例について定めることとしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

---

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 屋外広告物法の一部改正に伴い、屋外広告業者について、未成年者の法定代理人である法人の役員が不適格者である場合における登録の拒否について定めるほか、所要の改正を行うこととしました。

2 景観法に基づく景観行政団体である安曇野市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるよう、所要の改正を行うこととしました。

3 この条例は、平成24年4月1日（一部の規定は、平成24年10月1日）から施行します。

---

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処分について、補助金等により取得した資産の除却等により損失が生じる場合に行い得るものと定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 松塩水道用水受給協定の見直しを行い、1立方メートル当たりの供給単価を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成24年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し、平成25年3月31日までとすることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 長野県屋代高等学校附属中学校等に副校长を配置することに伴い、副校长が次に掲げる条例の対象となるよう、所要の改正を行うこととしました。
    - (1) 長野県学校職員の給与に関する条例
    - (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県総合教育センター設置条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 施設の有効活用の観点から、長野県総合教育センターの講堂等について、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 県立長野図書館条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命基準を定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県立歴史館条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 県立歴史館に、博物館法上の博物館協議会として歴史館協議会を設置することとし、委員の任命基準、定数など必要な事項を定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 警察法施行令の一部改正により定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定数を3,427人（現行3,420人）に改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 道路交通法施行令の一部改正に伴い手数料の額を改定するとともに、新たに運転経歴証明書再交付手数料の額を定めることとしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 有識者による「行政委員報酬検討会」の検討結果を踏まえ、月額で支給している非常勤の行政委員の報酬について、勤務実績に応じた日額による報酬を基本に、職責等を考慮した月額による報酬を併せて支給する方法に改めるほか、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
-

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第1号**

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項第1号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「すべて」を「全て」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

消防課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第2号**

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。  
2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

第8条中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

生活文化課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第3号**

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準

用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他これに類する明白な誤りとする。

第3条を次のように改める。

**(定款の変更の認証の申請)**

第3条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他知事の定める事項

2 法第25条第4項の規定により前項の申請書に添付する社員総会の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8条中「の規定及び」を「、第3章及び第5章の規定並びに」に改め、同条を第16条とする。

第7条中「第14条の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による閲覧並びに法第35条第1項の規定による作成及び備置きについて、」を「第75条の規定により読み替えて適用される」に、「を適用する場合における、法第44条の3の規定により読み替えて適用される書面保存情報通信技術利用法第9条の規定により主務省令とされる」を「の規定による」に改め、同条第1号中「主務省令」を「条例」に、「第14条」を「第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）」に、「及び」を「及び第2項、」に、「の規定」を「、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第4号中「主務省令」を「条例」に、「第14条」を「第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）」に、「の規定」を「並びに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第6号中「主務省令」を「条例」に、「第28条第2項」を「第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の7条を加える。

**(認定の申請)**

第8条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) その他知事の定める事項

**(認定の有効期間の更新の申請)**

第9条 法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書